

平成31年4月

ご加入者の皆様へ

福島県農業共済組合

### 元号改定に伴う「証券等」の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月1日の元号改定（以下、「改元」といいます。）における本組合の取扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

#### 記

#### 1 証券等（付随した書類を含みます。）について

5月1日以降に旧元号「平成」が記載されている書類（電子データを含みます。）は、有効であり、引き続きご利用いただけます。

（例）下記が印字（記載）されている書類は、改元以降も有効です。

責任期間：平成31年1月○日～平成32年1月○日

平成31年5月○日～平成32年5月○日

#### 2 ご留意いただきたい事項

「平成」が印字（記載）されている書類は、そのままご使用いただけます。

（例）今後、6月1日付で書類を記入される場合

「平成31年6月1日」等とご記入をお願いいたします。